

千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の2の2第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）に準ずる者として市長が行う認定について、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として市長の認定を受けることができる者は、次に掲げる者のうち、市内に主たる事業所又は営業所・支店等を置くものとする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する子会社
- (2) 定款等に障害者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者（以下「共同受注窓口」という。）

2 前項の規定にかかわらず、障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）個人にあつては、その者。以下 同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、市長の認定を受けることができない。

- (1) 千葉県契約規則（昭和40年規則第3号）第2条において一般競争入札に参加させないものとされている者
- (2) 法令等に違反している者
- (3) 市税を滞納している者（個人以外の場合にあつては、法人市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行っていない者を含む。）
- (4) 適切な業務遂行能力を有しないと認められた者

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、施行規則第12条の2の2第3項の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、障害者支援施設等に準ずる者として認定したときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは障害者支援施設等に準ずる者の不認定通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請者が第2条第1項各号及び第2項各号の認定基準を確認するに当たって必要があると認めるときは、当該申請者に対し必要な調査を行うものとする。

4 申請者は、前項の規定による調査の依頼があったときは、これに協力するものとする。

(認定の公表)

第5条 市長は、前条第2項の認定を受けた者について、名簿を作成し、公表するものとする。

(認定事項の変更)

第6条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定事項に変更が生じたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

(認定の辞退)

第7条 認定事業者は、認定を辞退するときは、障害者支援施設等に準ずる者の辞退届（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該認定を取り消すものとする。

(1) 第2条第1項各号に規定する認定基準に該当しなくなったとき。

(2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

(4) 共同受注窓口が次条の規定に違反したとき。

(5) 第4条第3項の規定による調査に対し、虚偽の報告又は虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

(6) 前号に掲げるもののほか、重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、認定事業者の認定を取り消すこととしたときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書（様式第6号）により当該認定事業者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(共同受注窓口を契約の相手方とする場合の運用)

第9条 共同受注窓口を契約の相手方として、施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約（以下「3号随契」という。）を締結する場合の運用については、次に掲げるとおりとする。

(1) 共同受注窓口を契約の相手方とする3号随契は、当該共同受注窓口が市内に主たる事務所を置く障害者就労施設等に物品及び役務の調達があっせん又は仲介を行うよう配慮すること。

(2) 当該共同受注窓口は、3号随契を締結する際、当該契約において物品及び役務の調達があっせん又は仲介を受ける障害者就労施設等の名称及び各施設への発注内容が分かる書類を、市長に提出するものとする。

(調査等)

第10条 市長は、必要と認めたときは、認定事業者に対して、申請書又は添付書類に記載された内容について調査し、又は報告を求めるものとする。

2 認定事業者は、前項の規定に基づき、市長から調査又は報告の求めがあったときは、これに協力す

るとともに、市長の定める日までに必要な報告を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。